



長野県報

3月28日(木)
平成31年
(2019年)
第3062号

目次

規則

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則(税務課)	2
創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(税務課、労働雇用課)	4
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則(国際課)	8
医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則(医療推進課)	8
長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則(地域福祉課)	8
国民健康保険保険給付費等交付金の交付額の算定に関する規則(健康増進課国民健康保険室)	10
介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(介護支援課)	10
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(介護支援課、障がい者支援課)	15
身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(障がい者支援課)	21
長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則(環境エネルギー課)	62
長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則(ものづくり振興課)	62
工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則(人材育成課)	64
勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則(労働雇用課)	64
土地改良法施行細則の一部を改正する規則(農地整備課)	65
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(都市・まちづくり課)	66
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課)	71
県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則(建築住宅課公営住宅室)	71
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通規制課)	72

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課)	72
土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除(水大気環境課)	72
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(水大気環境課)	72
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課)	73
長野県流域下水道事業の業務に係る出納取扱金融機関の指定(生活排水課)	73
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水課)	73
長野県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正(信州の木活用課)	74
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)	74
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市・まちづくり課)	74
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)	74
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課)	75
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	76

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(広報県民課)	76
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(2件)(農地整備課)	77
土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課)	78
土地改良区の管理規程の認可(農地整備課)	78
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課)	78
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(生活安全企画課)	78
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課)	79
平成29年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置(監査委員事務局)	80

訓令

長野県流域下水道条例施行規程(生活排水課)	81
長野県教育委員会文書規程の一部改正(教育政策課)	81
兼務に関する規程の一部改正(教育政策課)	81
長野県教育委員会事務局の係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正(教育政策課)	83



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第14号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則(昭和34年長野県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第98条の2第1項第4号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法第17条第1項」を「産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項」に改める。

様式第47号の個人事業税用中「納税通知書番号」を「課税番号」に改める。

様式第65号の表面を次のように改める。

(様式第65号) (第48条、第54条関係) (表面)

法人 県 民 税 更正(決定) 通知書
地 方 法 人 特 別 税

第 号
年 月 日

様

長野県 県税事務所長 印

地方税法 第55条・第72条の39・第72条の41 第72条の41の2・第72条の46・第72条の47 の規定により、県民税・事業税・地方法人特別税・加算金を

下記のとおり更正(決定)しました。不足税額及び加算金は、指定納期限までに納付してください。

記

Table with columns for tax type (法人事業税, 法人県民税), fiscal year, and amounts. Includes sub-sections for '地方法人特別税' and '更正決定理由'.

様式第82号中「納税通知書番号」を「整理番号」に改める。

様式第82号の2中「により補正」を「の規定により補正」に、「第7条の3第3項」を「第7条の3第4項」に改める。

様式第86号中	確認方法	現地	※(書類名)	確認者 氏名	年 月 日	申告書	を
		書類				確認者	
備考	納税通知書番号 第 号			還付 口座	銀行(信金) 農協 支店		」
			番号				

整理番号		還付 口座	銀行・金庫 農協・組合	支店	普通・当座	に改める。
			番号	(フリガナ) 口座名義人		
確認方法	現地	(書類名)	※記入不要	確認者 氏名	年 月 日	」
	書類				☑	

様式第88号中	確認方法	現地	※(書類名)	確認者 氏名	年 月 日	申告書	を
		書類				確認者	
備考	納税通知書番号 第 号						」

整理番号						に改める。
		(書類名)	※記入不要		※記入不要	
確認方法	現地			確認者 氏名	年 月 日	」
	書類				☑	

様式第152号中「県税事務所記載欄」を「地域振興局記載欄」に改める。

様式第153号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第98条の2第1項第4号の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

税 務 課

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第15号

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則(平成18年長野県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第5条中「(昭和25年長野県条例第41号)」を削り、「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条第1号中「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 条例第4条第1項の表の第1号に掲げる要件に該当する場合にあっては、前条の確認を受けたことを証する書類

第5条第3号中「第4条第1項の表の(2)」を「第4条第1項の表の第2号」に、「同(2)」を「同号」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(障害者を雇用する法人等に対する事業税の不均一課税の適用要件の確認)

第5条 条例第4条第1項の表の第1号に掲げる要件に該当するものとして同項の規定により事業税の不均一課税を受けようとする者は、法人にあっては当該不均一課税を受けようとする事業年度の終了の日から30日以内に、個人にあっては当該不均一課税を受けようとする事業税について長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)第39条の3第1項に規定する申告書を提出する期限前30日までに、知事に対し、障害者雇用事業税不均一課税適用要件確認申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、同号に掲げる要件に該当する法人又は個人であることの確認を申請し、その確認を受けなければならない。

- (1) 雇用した障害者が条例第4条第1項の表の第1号に規定する知事が定める要件を満たすことを証する書類
- (2) 雇用する障害者の数が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定に違反していないことを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

様式第4号中「所得区分」を「課税標準区分」に、

年	万円以下の金額				
年	万円を超え 万円以下の金額				
年	万円を超える金額				

を

所得	年	万円以下の金額			
	年	万円を超え 万円以下の金額			
	年	万円を超える金額			
収入金額					

に改める。

様式第6号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">不均一課税適用前の税額(円) ①×②</td> <td style="width: 50%;">1/2の税率 ②×1/2 ③</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td></td> </tr> </table>	不均一課税適用前の税額(円) ①×②	1/2の税率 ②×1/2 ③	(7)		を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">不均一課税適用前の税額(円) ①×②</td> <td style="width: 50%;">1/2又は1/10の税率 ③</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td></td> </tr> </table>	不均一課税適用前の税額(円) ①×②	1/2又は1/10の税率 ③	(7)		に、
不均一課税適用前の税額(円) ①×②	1/2の税率 ②×1/2 ③										
(7)											
不均一課税適用前の税額(円) ①×②	1/2又は1/10の税率 ③										
(7)											

所得区分	課税標準額(円) ①	税率 /100 ②	不均一課税適用前の税額(円) ①×②	1/2の税率 ②×1/2 ③	不均一課税を適用して計算した金額(円) ①×③
年	万円以下の金額				
年	万円を超え 万円以下の金額				
年	万円を超える金額				
軽減税率不適用法人					

を

課税標準区分		課税標準額 (円) ①	税率 /100 ②	不均一課税 適用前の税 額(円) ①×②	1/2又は 1/10の税率 ③	不均一課税を適 用して計算した 金額(円) ①×③
所得	年 万円以下の金額					
	年 万円を超え 万円以下の金額					
	年 万円を超える金額					
	軽減税率不適用法人					
収入金額						

に改め、

同様式の注中「30万円(」を削り、「60万円)」を「、それぞれの控除額の上限の合計額」に改め、同注を同注の2とし、同2の前に次のように加える。

- 「1/2又は1/10の税率」欄は、条例第4条第1項の表の第1号に掲げる要件に該当する場合(同表に掲げる要件のいずれにも該当する場合を含む。)は1/10を、同表の第2号に掲げる要件のみに該当する場合は1/2を、「税率」欄の税率に乗じて得た率を記入すること。

様式第6号を様式第7号とする。

様式第5号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、

該 当 す る 要 件	条例第4条第1項の表の()該当(詳細は別紙のとおり)	を
-------------	-----------------------------	---

障害者を雇用した場合 (条例第4条第1項の表の第1号該当)	要件確認年月日及び番号	年 月 日 付 け 第 号						
母子家庭の母又は 父子家庭の父を雇 用した場合 (条例第4条第1 項の表の第2号該 当)	新たに雇用した母 子家庭の母又は父 子家庭の父の数	月	月	月	月	月	月	/
		人	人	人	人	人	人	
		月	月	月	月	月	月	期末
		人	人	人	人	人	人	人

に改め、同様式に注として次

のように加える。

- (注) 1 「不均一課税額」欄は、事業税不均一課税計算書の「納付すべき税額」欄の金額を記入してください。
- 2 「新たに雇用した母子家庭の母又は父子家庭の父の数」欄は、雇用保険の一般被保険者(短時間労働被保険者を含む。)で県内の事務所又は事業所に勤務するものの数について、申請に係る事業年度又は年における各月末の人数及び期末現在の人数を記入してください。

様式第5号の別紙を削り、同様式を様式第6号とし、様式第4号の次に次の様式を加える。

(様式第5号) (第5条関係)

障害者雇用事業税不均一課税適用要件確認申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住(居)所

(所在地)

氏 名

(法人名)

(電話番号

⑤

)

創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則第5条の規定により、不均一課税の適用要件の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、この申請書の内容について、関係機関等への照会が行われることに同意します。

記

申請に係る事業年度又は年	年 月 日から 年 月 日まで					
	(継続の場合) 年 月 日から 年 月 日まで					
	(継続の場合) 年 月 日から 年 月 日まで					
業 種						
事 業 所 数	全事業所数		県内事業所数			
申請に係る障害者を雇用している事業所所在地						
雇 用 の 状 況	平均常用雇用労働者の数				人	
	新たに雇用した障害者の数				人	
障害者雇用状況報告書の概要 (直近の6月1日の報告)	常用雇用労働者の数				人	
	法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数				人	
	常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数				人	
	実雇用率				%	
	身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数				人	

(注) 1 「平均常用雇用労働者の数」欄は、申請に係る事業年度又は年に属する各月の末日現在における雇用保険の被保険者である常時雇用する労働者の数を合計した数を、当該事業年度又は年の月数で除して得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)を記入してください。

2 「新たに雇用した障害者の数」欄は、申請に係る事業年度又は年に属する各月の末日現在における雇用保険の被保険者である常時雇用する障害者で、3月以上継続して雇用しているものの数を合計した数を、当該事業年度又は年の月数で除して得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)を記入してください。

3 「障害者雇用状況報告書の概要」欄は、報告義務のある事業主のみ記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成31年長野県条例第4号）附則第4項の規定により従前の例によることとされる法人又は個人の事業税に関するこの規則による改正後の創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

(消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

3 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則（平成19年長野県規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の注を次のように改める。

(注) 1 「不均一課税による控除額の上限 (イ) 欄は、10万円（特例条例第4条第1項の表に掲げる要件に該当する場合は、それぞれの控除額の上限を加算した金額）を記入してください。

2 特例条例第4条第1項の表の第1号に掲げる要件に該当する場合は、表中「1/2」とあるのは「1/10」と読み替えて記入してください。

税 務 課 労働雇用課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第16号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則（平成19年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号から第4号までの規定中「市」を「市町」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

国 際 課

医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第17号

医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則

医療法施行条例施行規則（平成25年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「滅菌消毒」を「滅菌又は消毒」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

医療推進課

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第18号

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県福祉大学校管理規則（平成6年長野県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考以外の部分を次のように改める。

(別表第1)(第6条、第7条関係)

保育学科の教科目、単位数及び時間数

科 目	教 科 目		単位数(時間数)		
教養科目	外国語	演習	2	(60)	
	体育	講義	1	(15)	
		実技	1	(45)	
	文学	講義	2	(30)	
	社会学	講義	2	(30)	
	日本国憲法	講義	2	(30)	
	情報処理	演習	1	(30)	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理Ⅰ	講義	2	(30)	
	教育原理	講義	2	(30)	
	子ども家庭福祉	講義	2	(30)	
	社会福祉	講義	2	(30)	
	子ども家庭支援論	講義	2	(30)	
	社会的養護Ⅰ	講義	2	(30)	
	保育者論	講義	2	(30)	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	(30)	
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	(30)	
	子どもの理解と援助	演習	1	(30)	
	子どもの保健	講義	2	(30)	
	子どもの食と栄養	演習	2	(60)	
必 修 科 目	保育の計画と評価	講義	2	(30)	
	保育内容総論	演習	1	(30)	
	保育内容演習Ⅰ	健康	演習	1	(30)
		人間関係	演習	1	(30)
		環境	演習	1	(30)
		言葉	演習	1	(30)
	保育内容の理解と方法	表現Ⅰ	演習	1	(30)
		身体表現Ⅰ	演習	1	(30)
		音楽表現Ⅰ	演習	1	(30)
		造形表現	演習	1	(30)
	言語表現	演習	1	(30)	
	乳児保育Ⅰ	講義	2	(30)	
	乳児保育Ⅱ	演習	1	(30)	
	子どもの健康と安全	演習	1	(30)	
	障がい児保育	演習	2	(60)	
社会的養護Ⅱ	演習	1	(30)		
子育て支援	演習	1	(30)		
保育実習	保育実習Ⅰ	保育所実習	実習	2	(90)
		施設実習	実習	2	(90)
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	(60)	
総合演習	保育実践演習	演習	2	(60)	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理Ⅱ	演習	2	(60)	
	福祉従事者論	講義	2	(30)	

選 択 必 修 科 目	保育の対象の理解に関する科目	臨床心理学	演習	2	(60)	
	保育の内容・方法に関する科目	保育内容演習Ⅱ(表現Ⅱ)		演習	1	(30)
		保育内容の理解と方法	身体表現Ⅱ	演習	1	(30)
			音楽表現Ⅱ	演習	2	(60)
			音楽表現Ⅲ	演習	2	(60)
			音楽表現Ⅳ	演習	2	(60)
	保育実習室演習		演習	2	(60)	
	保育実習	保育実習Ⅱ		実習	2	(90)
		保育実習Ⅲ		実習	2	(90)
		保育実習指導Ⅱ		演習	1	(30)
		保育実習指導Ⅲ		演習	1	(30)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年3月31日現在に在学する者の履修すべき教科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県福祉大学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

地域福祉課

国民健康保険給付費等交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第19号

国民健康保険給付費等交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則

国民健康保険給付費等交付金の交付額の算定に関する規則(平成30年長野県規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び法」を「、法」に、「の審査」を「並びに療養費支給申請書、特別療養費支給申請書及び移送費支給申請書の審査」に、「及び高額療養費」を「、高額療養費及び療養費」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の国民健康保険給付費等交付金の交付額の算定に関する規則の規定は、平成31年度以後の年度に係る普通交付金の額の算定について適用し、平成30年度に係る普通交付金の額の算定については、なお従前の例による。

健康増進課国民健康保険室

介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第20号

介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

介護医療院の施設の基準に関する条例施行規則(平成30年長野県規則第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則

第1条中「介護医療院の施設の基準に関する条例」を「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」に改める。

第3条第1項中「第6条第2項」を「第44条第2項」に改め、同条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例第50条第2項の規則で定める職員配置)

第15条 条例第50条第2項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

第2条中「第4条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条第2号のアの(イ)中「次条第2号のアの(イ)」を「第14条第1項第2号のアの(イ)」に改め、同号のイ中「人体から排出され、又は採取され

た検体の微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査」を「臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条に規定する検体検査」に、「次条第2号のイ」を「第14条第1項第2号のイ」に改め、同条第3号のアの(イ)中「次条第3号のアの(イ)」を「第14条第1項第3号のアの(イ)」に改め、同条第4号中「(医療機関併設型介護医療院(病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。次条第3項において同じ。))のうち、入所定員が19人以下のものをいう。)」を削り、同条を第3条とし、同条の次に次の10条を加える。

(構造設備)

第4条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する2階建て又は平屋建ての建物であることとする。

- (1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下この条において「療養室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 療養室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長)又は消防署長と相談の上、条例第31条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第31条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 条例第6条第4項の規定により介護医療院に設けなければならない設備の基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段を建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項の規定による避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- (3) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18(第1項第4号か

ら第6号までを除く。)、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは、「いずれか」と読み替えるものとする。

(4) 階段には、手すりを設けること。

(5) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(6) その他入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を設けること。

(重要事項の説明)

第5条 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、条例第7条に規定する重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該重要事項を記載した文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第7条に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに条例第7条に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項に規定する方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 第1項の電子情報処理組織とは、介護医療院の使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

4 介護医療院は、第1項の規定により条例第7条に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法における次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法によりこれらの者の承諾を得なければならない。

(1) 第1項各号に掲げる方法のうち介護医療院が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 介護医療院は、前項の規定による承諾をした入所申込者又はその家族から条例第7条に規定する重要事項の提供を電磁的方法により受けたい旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用料等の受領)

第6条 介護医療院は、法定代理受領サービス（介護保険法第48条第4項の規定により施設介護サービス費（同条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項において同じ。）が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。次項及び次条において同じ。）に該当する介護医療院サービスを提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。次項において同じ。）の一部として、当該介護医療院サービスについて同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該要した費用の額とする。次項において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前2項の規定により受ける支払のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 居住に要する費用（介護保険法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「省令」という。）第14条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 省令第14条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 理美容代

(6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用の取扱い等については、

省令第14条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 条例第14条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とし、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(サービス提供証明書の交付)

第7条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(施設サービス計画)

第8条 計画担当介護支援専門員（条例第16条第2項に規定する計画担当介護支援専門員をいう。以下この条において同じ。）は、条例第16条第3項の規定による解決すべき課題の把握に当たっては、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにしなければならない。

2 前項の解決すべき課題の把握は、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、その理解を得なければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画には、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上で留意事項等を記載しなければならない。

4 条例第16条第6項の規定による入所者の同意は、当該入所者又はその家族に対しあらかじめその内容の説明を行った上で、文書により得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、条例第16条第7項の規定による実施状況の把握に当たっては、入所者及びその家族並びに当該入所者への介護医療院サービスの提供に当たる他の従業者との連絡を継続的に行うものとし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的当該実施状況の把握の結果を記録すること。

7 第1項から第5項までの規定は、施設サービス計画の変更について準用する。

(介護医療院が行うことができる特殊な療法等)

第9条 条例第17条第5号の規則で定めるものは、省令第18条第5号に規定する厚生労働大臣が定めるものとする。

2 条例第17条第6号の規則で定める医薬品は、省令第18条第6号に規定する厚生労働大臣が定める医薬品とする。

(管理者が他の職務に従事することができる場合)

第10条 条例第25条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合

(2) サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテラ

イト型居住施設をいう。)の職務に従事する場合
(感染症及び食中毒の予防等のための措置)

第11条 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、省令第33条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(業務の委託)

第12条 条例第32条第3項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条第2号のイ及び第14条第1項第2号のイに規定する検体検査の業務
- (2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務
- (4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。)

2 医療法施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13並びに別表第1の2及び3、臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第75号)附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条の規定は、条例第32条第3項の規則で定める基準について準用する。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中「法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第4号に定める施設を除く。)」における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(昭和56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。)に定める施設(第4号に掲げる施設を除く。))における検体検査の業務(介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成30年長野県規則第18号。以下「基準条例施行規則」という。)第12条第1項第1号に規定する検体検査の業務をいう。次項において同じ。))の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設(施設告示第4号に定める施設に限る。))における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器

又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準条例施行規則第12条第1項第2号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「基準条例施行規則第12条第1項第3号の規定による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「基準条例施行規則第12条第1項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則(平成30年長野県規則第18号)第12条第1項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

(事故発生等の防止のための措置)

第13条 条例第39条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その旨の報告がされ、及びその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

第1条の次に次の1条を加える。

(従業者)

第2条 条例第4条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 医師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者のうちⅠ型療養床の利用者(以下この項及び第6項において「Ⅰ型入所者」という。)の数を48で除した数に、介護医療院の入所者のうちⅡ型療養床の利用者(以下この項及び第6項において「Ⅱ型入所者」という。)の数を100で除した数を加えて得た数以上(その数が3に満たないときは3とし、その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。)(条例第26条第3項ただし書の規定により介護医療院に宿直を行う医師を置かない場合にあっては、入所者の数を100で除した数以上(その数に1に満たない端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。))とする。
- (2) 薬剤師 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を150で除した数に、Ⅱ型入所者の数を300で除した数を加えて得た数以上
- (3) 看護職員(看護師又は准看護師をいう。第15条において同じ。) 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上

- (4) 介護職員 常勤換算方法で、I型入所者の数を5で除した数に、II型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数
- (6) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上
- (7) 介護支援専門員 1以上(入所者の数が100を超える場合にあっては、1に、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数を標準とする。)
- (8) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
- (9) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定による許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項、第6項及び第7項第2号の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護医療院において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。
- 5 介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が医療機関併設型介護医療院(病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下同じ。)の職務に従事する場合であって、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がない場合には、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。
- 6 第1項第1号の規定にかかわらず、医療機関併設型介護医療院の医師の員数の基準は、常勤換算方法で、I型入所者の数を48で除した数に、II型入所者の数を100で除した数を加えて得た数以上とする。
- 7 第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号並びに前項の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院(医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項及び次条第4号において同じ。)の医師、薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
- (1) 医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (3) 介護支援専門員 当該併設型小規模介護医療院の実情に応じ

た適当数

附則第2項中「以下この項及び」を削り、「除く」を「除く。以下この項において同じ」に、「転換に係る療養室については、第2条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、入所者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上とする」を「介護医療院の施設及び設備については、次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 療養室の入所者1人当たりの床面積は、第3条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、6.4平方メートル以上とすること。
- (2) 条例第6条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- (3) 第4条第3項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- (4) 療養室に隣接する廊下について第4条第3項第5号のアの規定を適用する場合においては、同ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

附則第3項中「この項」を「以下この項」に、「第2条及び第3条」を「第3条及び第14条」に、「第2条第2号のアの(イ)」を「第3条第2号のアの(イ)」に、「第3条第2号のアの(イ)」を「第14条第1項第2号のアの(イ)」に改める。

附則第4項中「に係る療養室については、第2条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、入所者1人当たりの床面積は、6.4平方メートル以上とする」を「の施設及び設備については、次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 療養室の入所者1人当たりの床面積は、第3条第1号のイの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、6.4平方メートル以上とすること。
- (2) 条例第6条第1項及び第2項の規定は、適用しない。
- (3) 第4条第3項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル(主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。)で造られている建築物にあっては、100平方メートル)以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- (4) 療養室に隣接する廊下について第4条第3項第5号のアの規定を適用する場合においては、同ア中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

介護支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第2節 基準該当居宅介護等(第5条―第7条)」を
 「第2節 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護(第4条の2―第4条の4)」
 第3節 基準該当居宅介護等(第5条―第7条)」
 に、
 「第2節 基準該当生活介護(第17条―第19条)」を
 「第2節 共生型生活介護(第16条の2―第16条の5)」に、
 第3節 基準該当生活介護(第17条―第19条)」に、
 「第2節 基準該当短期入所(第26条・第27条)」を
 「第2節 共生型短期入所(第25条の2―第25条の4)」に、
 第3節 基準該当短期入所(第26条・第27条)」に、
 「第2節 基準該当機能訓練(第38条―第39条)」を
 「第2節 共生型機能訓練(第37条の2―第37条の4)」に、
 第3節 基準該当機能訓練(第38条―第39条)」に、
 「第2節 基準該当生活訓練(第45条)」を
 「第2節 共生型生活訓練(第44条の2―第44条の4)」に改め
 第3節 基準該当生活訓練(第45条)」

る。

第2章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護

(指定訪問介護事業者が行う共生型居宅介護の事業の基準)

第4条の2 条例第41条の3第1号の規則で定める数は、指定訪問介護事業所(同号に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下この条及び次条において同じ。)が提供する指定訪問介護(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下この条及び次条において同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数とする。

(指定訪問介護事業者が行う共生型重度訪問介護の事業の基準)

第4条の3 条例第41条の4第1号の規則で定める数は、指定訪

問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数とする。

(準用)

第4条の4 前節(第2条第1項を除く。)の規定は、共生型居宅介護等事業者について準用する。この場合において、第2条第2項中「条例第5条」とあるのは「条例第41条の5の規定により適用する条例第5条」と、「常勤の前項」とあるのは「常勤」と読み替えるものとする。

第17条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

2 条例第57条第1号の規則で定める指定通所介護事業者等(条例第55条の4に規定する指定通所介護事業者等をいう。以下この項及び第38条において同じ。)は、次に掲げる基準を満たす指定通所介護事業者等とする。

第17条第2項第1号中「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)」を「指定居宅サービス等基準条例」に改める。

第4章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型生活介護

(指定児童発達支援事業者等が行う共生型生活介護の事業の基準)

第16条の2 条例第55条の3第1号の規則で定める数は、指定児童発達支援事業所(同号に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第55条第2項において同じ。)又は指定放課後等デイサービス事業所(同号に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第55条第2項において同じ。)(以下この条において「指定児童発達支援事業所等」という。)が提供する指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号。第55条第2項において「指定通所支援基準条例」という。)第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(同条例第58条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下この条において「指定児童発達支援等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数とする。

(指定通所介護事業者等が行う共生型生活介護の事業の基準)

第16条の3 条例第55条の4第1号の規則で定める数は、指定通所介護事業所等(同号に規定する指定通所介護事業所等をいう。以下同じ。)が提供する指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第84条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数とする。

2 条例第55条の4第2号の規則で定める面積は、3平方メートルに指定通所介護等の利用者の数と共生型生活介護の利用者の

数の合計数を乗じて得た面積とする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型生活介護の事業の基準)

第16条の4 条例第55条の5第1号の規則で定める数は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等(同号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)が提供する通いサービス(同条第4号に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービス(同条第3号に規定する共生型通いサービスをいう。以下同じ。)を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第44条に規定する基準を満たす数とする。

2 条例第55条の5第3号の規則で定める数は、29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、18人)とする。

3 条例第55条の5第4号の規則で定める数の範囲は、登録定員(同条第3号に規定する登録定員をいう。以下同じ。)の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員(同条第4号に規定する利用定員をいう。以下同じ。)、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(準用)

第16条の5 第3条及び第15条の規定は、共生型生活介護事業者について準用する。この場合において、第3条中「次条第1項」とあるのは、「第15条第1項」と読み替えるものとする。

第5章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型短期入所

(指定短期入所生活介護事業者等が行う共生型短期入所の事業の基準)

第25条の2 条例第68条の3第1号の規則で定める数は、指定短期入所生活介護事業所等(同号に規定する指定短期入所生活介護事業所等をいう。以下この項において同じ。)が提供する指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第126条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短

期入所生活介護(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年長野県条例第52号)第107条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(以下この条において「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数とする。

2 条例第68条の3第2号の規則で定める面積は、10.65平方メートルに指定短期入所生活介護等の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型短期入所の事業の基準)

第25条の3 条例第68条の4第1号の規則で定める数は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項若しくは第171条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)の利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数とする。

2 条例第68条の4第2号の規則で定める面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室(同号に規定する個室をいう。)の定員数を減じて得た数を乗じて得た面積とする。

(準用)

第25条の4 第3条、第22条及び第25条の規定は、共生型短期入所事業者について準用する。この場合において、第3条中「次条第1項」とあるのは、「第25条第1項」と読み替えるものとする。

第38条中「指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に改める。

第8章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型機能訓練

(指定通所介護事業者等が行う共生型機能訓練の事業の基準)

第37条の2 条例第99条の3第1号の規則で定める数は、指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型機能訓練の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数とする。

2 条例第99条の3第2号の規則で定める面積は、3平方メートルに指定通所介護等の利用者の数と共生型機能訓練の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型機能訓練の事業の基準)

第37条の3 条例第99条の4第1号の規則で定める数は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たす数とする。

2 条例第99条の4第3号の規則で定める数は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）とする。

3 条例第99条の4第4号の規則で定める数の範囲は、登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

（準用）

第37条の4 第3条及び第36条の規定は、共生型機能訓練事業者について準用する。この場合において、第3条中「次条第1項」とあるのは、「第36条第1項」と読み替えるものとする。

第9章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型生活訓練

（指定通所介護事業者等が行う共生型生活訓練の事業の基準）

第44条の2 条例第105条の3第1号の規則で定める数は、指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活訓練の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数とする。

2 条例第105条の3第2号の規則で定める面積は、3平方メートルに指定通所介護等の利用者の数と共生型生活訓練の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型生活訓練の事業の基準）

第44条の3 条例第105条の4第1号の規則で定める数は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たす数とする。

2 条例第105条の4第3号の規則で定める数は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）とする。

3 条例第105条の4第4号の規則で定める数の範囲は、登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

（準用）

第44条の4 第3条及び第42条の規定は、共生型生活訓練事業者について準用する。この場合において、第3条中「次条第1項

から第3項」とあるのは、「第42条第1項から第4項」と読み替えるものとする。

第55条第2項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号）第5条第1項に規定する」を削り、「同条例第55条第1項」を「指定通所支援基準条例第55条第1項」に改め、「同条例第59条第1項に規定する」を削る。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第19号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2節 基準該当児童発達支援（第9条—第13条）」を

「第2節 共生型児童発達支援（第9条—第12条）」に、

第3節 基準該当児童発達支援（第13条—第17条）」

「第14条—第18条」を「第18条—第22条」に、

「第19条—第21条」を「第23条—第25条」に、

「第2節 基準該当放課後等デイサービス（第22条）」を

「第2節 共生型放課後等デイサービス（第26条）」に、

第3節 基準該当放課後等デイサービス（第27条）」

「第23条—第25条」を「第28条—第30条」に、「第26条・第27条」

を「第31条・第32条」に、

「第7章 多機能型事業所に関する特例（第28条—第30条）」を

「第7章 多機能型事業所に関する特例（第33条—第35条）」に

附則

改める。

第30条を第35条とし、第29条を第34条とする。

第28条第1項中「第19条の」を「第23条の」に、「第19条第1項第1号」を「第23条第1項第1号」に改め、同条を第33条とする。

第27条中「第24条及び第25条」を「第29条及び第30条」に改め、第6章中同条を第32条とし、第26条を第31条とする。

第5章中第25条を第30条とし、第24条を第29条とし、第23条を第28条とする。

第22条中「第9条、第11条から第13条まで、第20条及び前条」

を「第13条、第15条から第17条まで、第24条及び第25条」に、

「第60条の2」を「第60条の2の2」に、「第11条中「第53条の2」

を「第15条中「第53条の2の5」に、「第9条及び前条」を「第

13条及び前条」に、「第12条及び第13条中「第53条の2」を「第

16条及び第17条中「第53条の2の5」に、「第9条及び第10条」

を「第13条及び第14条」に、「第22条（第21条）を「第27条（第

25条）に、「第20条中」を「第24条中」に、「前条第3項」を「第

25条第3項」に改め、第4章第2節中同条を第27条とする。

第4章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型放課後等デイサービス

（準用）

第26条 第6条及び第21条の規定は、条例第60条の2に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う者について準用する。

この場合において、第6条中「次条第1項」とあるのは、「第21条第1項」と読み替えるものとする。

第4章第1節中第21条を第25条とし、第20条を第24条とし、第

19条を第23条とする。

第3章中第18条を第22条とする。

第17条第1項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条を第21条とし、第16条を第20条とし、第15条を第19条とし、第14条を第18条とする。

第13条中「省令第54条の4に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者等」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者(条例第53条の2の3に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(同条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)」に、「省令第54条の4第2号に規定する指定小規模多機能型居宅介護等」を「指定小規模多機能型居宅介護(同条第4号に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(同条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)」に、「第53条の2」を「第53条の2の5」に、「第9条及び第10条」を「第13条及び第14条」に改め、同条第1号中「(省令第54条の4第1号に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。)」及び「(省令第54条の4第1号に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。)」を削り、同条第4号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」を「指定地域密着型サービス基準」に改め、第2章第2節中同条を第17条とする。

第12条中「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)第85条第1項に規定する指定通所介護事業者又は省令第54条の3に規定する指定地域密着型通所介護事業者」を「指定通所介護事業者(条例第53条の2の2に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(同条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)」に改め、「同条例第84条に規定する指定通所介護又は省令第54条の3第1号に規定する指定地域密着型通所介護(以下この条において「」、 「」という。)」及び「同条例第85条第1項に規定する指定通所介護事業所又は省令第54条の3第1号に規定する指定地域密着型通所介護事業所(以下この条において「」を削り、「第53条の2」を「第53条の2の5」に、「第9条及び第10条」を「第13条及び第14条」に改め、同条を第16条とする。

第11条中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号)第53条第1項に規定する指定生活介護事業者」を「指定生活介護事業者(条例第53条の2に規定する指定生活介護事業者をいう。)」に改め、「(同項に規定する指定生活介護をいう。以下この条において同じ。)」及び「(同項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「第53条の2」を「第53条の2の5」に、「第9条」を「第13条」に改め、同条を第15条とする。

第10条中「第53条の2第1項」を「第53条の2の5第1項」に改め、同条を第14条とする。

第9条第1項中「第53条の2第2項」を「第53条の2の5第2項」に改め、同条第1号中「第53条の2第1項」を「第53条の2の5第1項」に改め、同条を第13条とする。

第2章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型児童発達支援

(指定生活介護事業者が行う共生型児童発達支援の事業の基準)

第9条 条例第53条の2第1号の規則で定める数は、指定生活介護事業所(同号に規定する指定生活介護事業所をいう。以下この条及び第15条において同じ。)が提供する指定生活介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第60号)第53条第1項に規定する指定生活介護をいう。以下この条及び第15条において同じ。)の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数とする。

(指定通所介護事業者等が行う共生型児童発達支援の事業の基準)

第10条 条例第53条の2の2第1号の規則で定める数は、指定通所介護事業所等(同号に規定する指定通所介護事業所等をいう。以下この項及び第16条において同じ。)が提供する指定通所介護(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)第84条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。次条及び第17条第4号において「指定地域密着型サービス基準」という。))第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下この条及び第16条において「指定通所介護等」という。)の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数とする。

2 条例第53条の2の2第2号の規則で定める面積は、3平方メートルに指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数を乗じて得た面積とする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う共生型児童発達支援の事業の基準)

第11条 条例第53条の2の3第1号の規則で定める数は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等(同号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。第3項において同じ。)が提供する通いサービス(同条第4号に規定する通いサービスをいう。以下この項において同じ。)の利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービス(同条第3号に規定する共生型通いサービスをいう。)を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。次項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第44条に規定する基準を満たす数とする。

2 条例第53条の2の3第3号の規則で定める数は、29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第17条第1号及び第2号において同じ。))、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事

業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第17条第1号及び第2号において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（次項において「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）とする。

3 条例第53条の2の3第4号の規則で定める数の範囲は、登録定員（同条第3号に規定する登録定員をいう。）の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等において、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等においては、12人）までの範囲とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

（準用）

第12条 第6条から第8条までの規定は、条例第53条の2に規定する共生型児童発達支援の事業を行う者について準用する。

（介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野県規則第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 基準該当訪問介護（第10条―第13条）」を
 「第2節 共生型訪問介護（第9条の2・第9条の3）」に、
 第3節 基準該当訪問介護（第10条―第13条）」

「削除」を「共生型通所介護（第35条―第39条）」に、
 「第3節 基準該当短期入所生活介護（第57条―第60条）」を

「第3節 共生型短期入所生活介護（第56条の2・第56条の3）」
 第4節 基準該当短期入所生活介護（第57条―第60条）」
 に改める。

第2章中第2節を第3節とし、第1節の次に次の1節を加える。

第2節 共生型訪問介護

（共生型訪問介護の基準）

第9条の2 条例第40条の3第1号の規則で定める数は、指定居宅介護事業所（同号に規定する指定居宅介護事業所をいう。）

又は重度訪問介護（同条に規定する重度訪問介護をいう。以下この条において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（条例第40条の3に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この条において「指定居宅介護事業所等」という。）が提供する指定居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号。第35条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護の利用者の数を指定居宅介護又は重度訪問介護の利用者及び共生型訪問

介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数とする。

第9条の3 前条に定めるもののほか、共生型訪問介護の事業の従業者及び運営の基準は、第3条（第1項を除く。）及び第5条から第9条までに定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第3条第2項を除く。）中「指定訪問介護」とあるのは「共生型訪問介護」と、「指定訪問介護事業者」とあるのは「共生型訪問介護事業者」と、「指定訪問介護事業所」とあるのは「共生型訪問介護事業所」と、第3条第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「共生型訪問介護事業所」と、「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護事業者」とあるのは「共生型訪問介護事業者」と、「指定訪問介護（）」とあるのは「共生型訪問介護（）」と、「指定訪問介護及び」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス並びに」とする。

第7章第2節を次のように改める。

第2節 共生型通所介護

（共生型通所介護の基準）

第35条 条例第98条第1号の規則で定める数は、指定生活介護事業所（同号に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定機能訓練事業所（同号に規定する指定機能訓練事業所をいう。）、指定生活訓練事業所（同号に規定する指定生活訓練事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（同号に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（同号に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この条において「指定生活介護事業所等」という。）が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第53条第1項に規定する指定生活介護をいう。）、指定機能訓練（指定障害福祉サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定機能訓練をいう。）、指定生活訓練（指定障害福祉サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定生活訓練をいう。）、指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（同条例第58条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下この条において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数とする。

第36条 前条に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の運営の基準は、第32条、第33条及び第34条（第5条、第6条及び第8条の規定を準用する部分に限る。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定通所介護」とあるのは「共生型通所介護」と、「指定通所介護事業者」とあるのは「共生型通所介護事業者」と、「指定通所介護事業所」とあるのは「共生型通所介護事業所」とする。

第37条から第39条まで 削除

第9章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 共生型短期入所生活介護

(共生型短期入所生活介護の基準)

第56条の2 条例第153条の3第1号の規則で定める数は、指定短期入所事業所(同条に規定する指定短期入所事業所をいう。以下この項において同じ。)が提供する指定短期入所(同条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数とする。

2 条例第153条の3第2号の規則で定める面積は、9.9平方メートルに指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。

第56条の3 前条に定めるもののほか、共生型短期入所生活介護の運営の基準は、第48条から第51条まで及び第52条(第5条、第6条及び第8条の規定を準用する部分に限る。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定短期入所生活介護」とあるのは「共生型短期入所生活介護」と、「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業者」と、「指定短期入所生活介護事業所」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業所」とする。

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則(平成25年長野県規則第23号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第3節 基準該当介護予防短期入所生活介護(第53条—第57条)」

を

「第3節 共生型介護予防短期入所生活介護(第52条の2・第52条の3)

第4節 基準該当介護予防短期入所生活介護(第53条—第57条)」

に改める。

第9章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 共生型介護予防短期入所生活介護

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第52条の2 条例第135条の3第1号の規則で定める数は、指定短期入所事業所(同条に規定する指定短期入所事業所をいう。以下この項において同じ。)が提供する指定短期入所(同条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数とする。

2 条例第135条の3第2号の規則で定める面積は、9.9平方メートルに指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数を乗じて得た面積とする。

第52条の3 前条に定めるもののほか、共生型介護予防短期入所生活介護の運営の基準は、第44条から第47条まで及び第48条(第14条第2項及び第14条の2の規定を準用する部分を除く。)に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定介護予防短期入所生活介護」

とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業者」と、「指定介護予防短期入所生活介護事業所」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護事業所」とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

介護支援課
障がい者支援課

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第22号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和35年長野県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

(様式第2号) (第4条関係)

(視覚障害用)

身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となつた 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日・場所	
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
(将来再認定 要・不要) (再認定の時期 年 月)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 ㊦		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する () 級相当 ・該当しない		
(注) 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力	
右眼		× D - - cyl D Ax °	
左眼		× D - - cyl D Ax °	

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I/4)

① 両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≤80)
左										度 (≤80)

② 両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I/2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心視野角度 (I/2) $(\frac{\text{①又は②のいずれか高い数値} \times 3 + \text{①又は②のいずれか低い数値}}{4}) = \text{ } \text{度}$

又は

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 $\text{ } \text{点}$

(2) 中心視野の評価 (10-2 プログラム)

右 ③ 点 (≥26dB)

左 ④ 点 (≥26dB)

両眼中心視野視認点数 $(\frac{\text{③又は④のいずれか高い数値} \times 3 + \text{③又は④のいずれか低い数値}}{4}) = \text{ } \text{点}$

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

視野コピー貼付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが1/4の視標によるものか、1/2の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

(聴覚・平衡・音声・言語又はそしやく機能障害用)

身体障害者診断書・意見書(聴覚・平衡・音声・言語又はそしやく機能障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となつた 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日 ・場 所	
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
(将来再認定 要・不要) (再認定の時期 年 月)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 ㊟		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する (級相当) ・該当しない		
(注) 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

聴覚・平衡・音声・言語又はそしやくの機能障害の状態及び所見

(はじめに) [認定要領を参照すること。]

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち認定を受けようとする障害について、□にレを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしやく機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもつて決定する旨、留意すること(各々の障害の合計指数をもつて等級決定することはない)。

- 聴覚障害 → 『1 「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平衡機能障害 → 『2 「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音声・言語機能障害 → 『3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- そしやく機能障害 → 『4 「そしやく機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記載すること。)

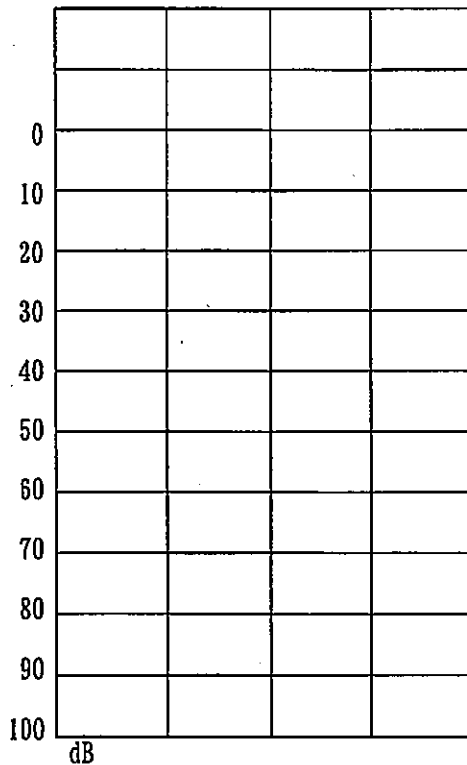
ア 純音による検査

オージオメータの型式 _____

500 1000 2000 Hz

(2) 障害の種類

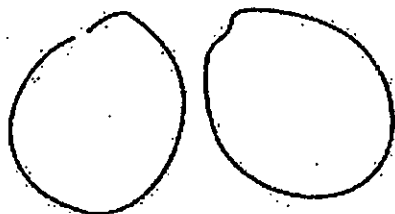
伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴



(3) 鼓膜の状態

(右)

(左)



イ 語音による検査

右	%
左	%

(5) ① 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 有・無

(注) 2級と診断する場合、記載すること。

② 手帳を所持していない場合で2級と診断する場合、他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査の検査方法及び所見(記録データを添付すること。)

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4 「そしやく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□にレを入れ、さらに①又は②の該当する□にレ又は()内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- そしやく・^{あんば}嚥下機能の障害
→「① そしやく・嚥下機能の障害」に記載すること。
 - 咬合異常によるそしやく機能の障害
→「② 咬合異常によるそしやく機能の障害」に記載すること。

① そしやく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

(参考) 各器官の観察点

- ・ 口唇、下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射
- ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・ 声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

- 所見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。)

イ 嚥下状態の観察と検査

(参考1) 各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み

(参考2) 摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)
- ・ 誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査 ()
- 内視鏡検査 ()
- その他 ()

- 所見(上記の枠内の(参考1)と(参考2)の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。)

② 咬合異常によるそしやく機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしやく機能の観察結果)

ア 咬合異常の程度(そしやく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

イ そしやく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

(2) その他(今後の見込み等)

(3) 障害程度の等級

(下の該当する障害程度の等級の項目の□にレを入れること。)

- ① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- 外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

- ② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- 外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

(記入上の注意)

- 1 聴力障害の認定にあつては、JIS規格によるオーディオメータで測定することとし、dB値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa、b、cとした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a、b、cのうちいずれかの1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとする。
- 3 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定すること。
- 4 「聴覚障害」の他覚的検査に相当する検査とは、遅延側音検査、ロンパールテスト、ステンゲルテスト等である。

(歯科医師診断書・意見書(そしやく機能障害用))

歯科医師による診断書・意見書(そしやく機能障害用)

氏 名	年 月 日生	男・女
住 所		
現 症		
原因疾患名		
治療経過		
今後必要とする治療内容 (1) 歯科矯正治療の要否 (2) 口腔外科的手術の要否 (3) 治療完了までの見込み 向後 年 月		
現症をもとに上記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する ・該当しない 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 標 榜 診 療 科 名 歯 科 医 師 名		

(肢体不自由用)

身体障害者診断書・意見書 (肢体不自由用)

総括表

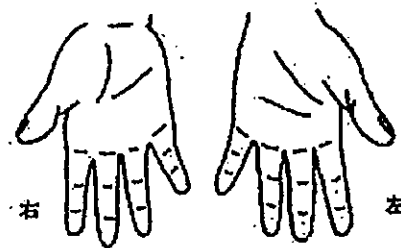
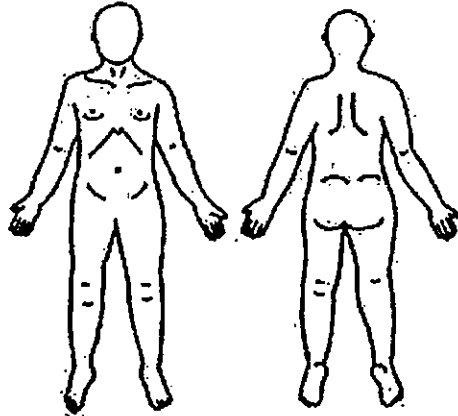
氏名	年 月 日生	男女
住所		
① 障害名 (部位を明記)		
② 原因となつた 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他 ()	
③ 疾病・外傷発生日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定 (推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
(将来再認定 要・不要) (再認定の時期 年 月)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日	病院又は診療所の名称 所 在 地	診療担当科名 科 医師氏名 ㊟
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 (障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する (級相当) ・該当しない		
(注) 1 障害名には現在起こつている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見(該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見を記入)

- 1 感覚障害(下記図示) : なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害(下記図示) : なし・弛緩性麻痺・痙攣性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 3 起因部位 : 脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害 : なし・あり
- 5 形態異常 : なし・あり

参考図示



右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握力kg	

×変形 ■切離断 ▨感覚障害 ▨運動障害

(注) 関係ない部分は記入不要

動作・活動 自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—×、()の中のものを使うときは該当するものを○で囲むこと。

寝返りする	シャツを着て脱ぐ	
足を投げ出して座る	ズボンをはいて脱ぐ(自助具)	
いすに腰かける	ブラツシで歯を磨く(自助具)	
立つ(手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具)	顔を洗いタオルでふく	
家の中の移動(壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす)	タオルを絞る	
洋式便器に座る	背中を洗う	
排泄の後始末をする	二階まで階段を上つて下りる(手すり、つえ、松葉づえ)	
(はしで) 食事をする(スプーン、自助具)	屋外を移動する(家の周辺程度)(つえ、松葉づえ、車いす)	
コップで水を飲む	公共の乗り物を利用する	

(注) 身体障害者福祉法の等級は、機能障害(impairment)のレベルで設定されますので、()の中に○がついている場合、原則として自立していない(半介助△)という解釈になります。

- 走行距離(杖や補装具なしで休まずに歩ける距離) _____ m
- 坐位(正座、胡座、横座り)保持 _____ 分間
- 起立位保持(つかまらないで) _____ 分間

計測法:

上肢長: 肩峰 → 橈骨茎状突起

前腕周径: 最大周径

下肢長: 上前腸骨棘 → (脛骨)内果

大腿周径: 膝蓋骨上縁上10cmの周径(小児等の場合は別記)

上腕周径: 最大周径

下腿周径: 最大周径

関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MNT) (この表は必要な部分を記入すること。)

筋力テスト ()	関節可動域	筋力テスト ()	関節可動域	筋力テスト ()
() 前屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	後屈 ()	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	右屈 ()
() 前屈		後屈 ()		右屈 ()
右 () 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展 () () 伸展	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	左 () 屈曲 ()
() 外転		内転 () 肩 () 内転		外転 ()
() 外旋		内旋 () () 内旋		外旋 ()
() 屈曲		伸展 () 肘 () 伸展		屈曲 ()
() 回外		回内 () 前腕 () 回内		回外 ()
() 掌屈		背屈 () 手 () 背屈		掌屈 ()
() 屈曲		伸展 () 中手指節 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 中手指節 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 中手指節 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 中手指節 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 中手指節 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 近位指節 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 近位指節 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 近位指節 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 近位指節 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 近位指節 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展 () () 伸展	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	屈曲 ()
() 外転		内転 () 股 () 内転		外転 ()
() 外旋		内旋 () () 内旋		外旋 ()
() 屈曲		伸展 () 膝 () 伸展		屈曲 ()
() 底屈		背屈 () 足 () 背屈		底屈 ()

備考

(注)

- 1 関節可動域は、他動的に可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示は、 \leftarrow \rightarrow のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〓)を引く。
- 4 筋力については、表()内に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失または著減(筋力0、1、2該当)

△印は、筋力半減(筋力3該当)

○印は、筋力正常またはやや減(筋力4、5該当)

5 (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。

6 DIPその他手指の対立内外転等の表示は必要に応じて備考欄を用いる。

7 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反強直等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×) 伸展  屈曲(△)

(脳原性運動機能障害用)

身体障害者診断書・意見書(脳原性運動機能障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となつた 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定)		年 月 日
⑤ 総合所見		
		(将来再認定 要・不要) (再認定の時期 年 月)
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日	病院又は診療所の名称	
	所在地	
診療担当科名	科	医師氏名 ㊦
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
<ul style="list-style-type: none"> ・該当する () 級相当) ・該当しない 		
(注) 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

脳原性運動機能障害用

(該当するものを○で囲むこと。)

1 上肢機能障害

ア 両上肢機能障害

<ひも結びテスト結果>

1 度目の1分間 _____ 本

2 度目の1分間 _____ 本

3 度目の1分間 _____ 本

4 度目の1分間 _____ 本

5 度目の1分間 _____ 本

計 _____ 本

イ 一上肢機能障害

<5動作の能力テスト結果>

- a 封筒をはさみで切る時に固定する。 (・可能 ・不可能)
- b 財布からコインを出す。 (・可能 ・不可能)
- c 傘をさす。 (・可能 ・不可能)
- d 健側のつめを切る。 (・可能 ・不可能)
- e 健側のそで口のボタンを留める。 (・可能 ・不可能)

2 移動機能障害

<下肢・体幹機能評価結果>

- a つたい歩きをする。 (・可能 ・不可能)
- b 支持なしで立位を保持し、その後 10m 歩
行する。 (・可能 ・不可能)
- c いすから立ち上り、10m 歩行し、再びいす
に坐る。 (・可能 ・不可能)
_____ 秒
- d 50cm 幅の範囲内を直線歩行する。 (・可能 ・不可能)
- e 足を開き、しゃがみこんで再び立ち上る。 (・可能 ・不可能)

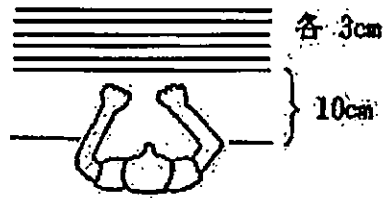
(注) この様式は、脳性麻痺及び乳幼児期に発現した障害によつて脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用する。

(備考) 上肢機能テストの具体的方法

ア ひも結びテスト

事務用とじひも（おおむね 43cm 規格のもの）を使用する。

- ① とじひもを机の上、被験者前方に図のごとく置き並べる。
- ② 被験者は手前のひもから順にひもの両端をつまんで、軽くひと結びする。



(注) ・上肢を体や机に押し付けて固定しないこと。

・手を机上に浮かして結ぶこと。

- ③ 結び目の位置は問わない。
- ④ ひもが落ちたり、位置から外れたときには検査担当者が戻す。
- ⑤ ひもは、検査担当者が随時補充する。
- ⑥ 連続して5分間行つても、休み時間を置いて5回行つてもよい。

イ 5動作の能力テスト

- a 封筒をはさみで切る時に固定する。

患手で封筒をテーブル上に固定し、健手ではさみを用い封筒を切る。患手を健手で持つて封筒の上ののせてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。はさみはどのようなものを用いてもよい。

- b 財布からコインを出す。

財布を患手で持ち、空中に支え（テーブル面上ではない。）、健手でコインを出す。ジッパーを開けて閉めることを含む。

- c 傘をさす。

開いている傘を空中で支え、10秒間以上まつすぐ支えている。立位でなく座位のままでもよい。肩にかついではいけない。

- d 健側のつめを切る。

大きめのつめ切り（約 10cm）で特別の細工のないものを患手で持つて行う。

- e 健側のそで口のボタンを留める。

のりのきいていないワイシャツを健肢にそでだけ通し、患手でそで口のボタンをかける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。

(心臓機能障害 18歳以上用)

身体障害者診断書・意見書 (心臓機能障害 18歳以上用)

総括表

氏名	年 月 日生	男女
住所		
① 障害名 (部位を明記)		
② 原因となつた 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定 (推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
(将来再認定 要・不要) (再認定の時期 年 月)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 ㊞		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 (障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する (級相当) ・該当しない		
(注) 1 障害名には現在起こつている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

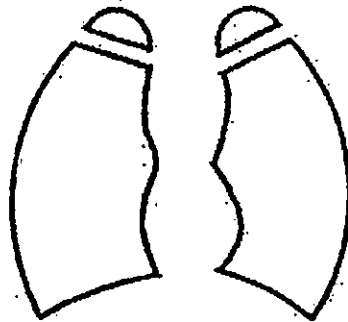
心臓の機能障害の状況及び所見 (18歳以上用)

(該当するものを○で囲むこと。)

1 臨床所見

- ア 動悸 (有・無) キ 浮腫 (有・無)
- イ 息切れ (有・無) ク 心拍数
- ウ 呼吸困難 (有・無) ケ 脈拍数
- エ 胸痛 (有・無) コ 血圧 (最大、最小)
- オ 血痰 (有・無) サ 心音
- カ チアノーゼ (有・無) シ その他の臨床所見
- ス 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等

2 胸部エックス線所見 (年 月 日)



心胸比 _____ %

3 心電図所見 (年 月 日)

- ア 陈旧性心筋梗塞 (有・無)
- イ 心室負荷像 (有(右室、左室、両室)・無)
- ウ 心房負荷像 (有(右房、左房、両房)・無)
- エ 脚ブロック (有・無)
- オ 完全房室ブロック (有・無)
- カ 不完全房室ブロック (有(第 度)・無)
- キ 心房細動(粗動) (有・無)
- ク 期外収縮 (有・無)
- ケ STの低下 (有 mV・無)
- コ 第I誘導、第II誘導及び胸部誘導 (ただし、V₁を除く。)のいずれかのTの逆転 (有・無)
- サ 運動負荷心電図におけるSTの0.1mV以上の低下 (有・無)
- シ その他の心電図所見
- ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見(発作年月日記載)

4 活動能力の程度

ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの

イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの

ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの

エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの

オ 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムスストークス発作が起こるもの

5 ペースメーカ (有・無) 人工弁移植、弁置換 (有・無)
実施日: 年 月 日 実施日: 年 月 日

6 ペースメーカの適応度 (クラスⅠ・クラスⅡ・クラスⅢ)

7 身体活動能力(運動強度) (メッツ)

(心臓機能障害 18歳未満用)

身体障害者診断書・意見書(心臓機能障害 18歳未満用)

総括表

氏名	年 月 日生	男女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となつた 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
(将来再認定 要・不要) (再認定の時期 年 月)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日	病院又は診療所の名称	
	所在地	
診療担当科名	科	医師氏名
⑦		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する (級相当)		
・該当しない		
(注) 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、 ^{てんぱく} 楯 ^{もつまく} 弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。		
2 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

心臓の機能障害の状況及び所見 (18歳未満用)

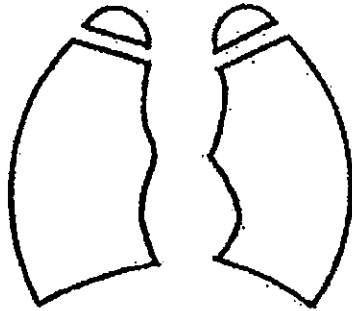
(該当するものを○で囲むこと。)

1 臨床所見

- ア 著しい発育障害 (有・無)
 イ 心音・心雑音の異常 (有・無)
 ウ 多呼吸又は呼吸困難 (有・無)
 エ 運動制限 (有・無)
 オ チアノーゼ (有・無)
 カ 肝腫大 (有・無)
 キ 浮腫 (有・無)

2 検査所見

(1) 胸部エックス線所見 (年 月 日)



心 胸 比 _____ %

- ア 心胸比 0.56 以上 (有・無)
 イ 肺血流量増又は減 (有・無)
 ウ 肺静脈うつ血像 (有・無)

(2) 心電図所見

- ア 心室負荷像 (有 (右室、左室、両室)・無)
 イ 心房負荷像 (有 (右房、左房、両房)・無)
 ウ 病的な不整脈 (種類) (有・無)
 エ 心筋障害像 (所見) (有・無)

(3) 心エコー図、冠動脈造影所見 (年 月 日)

- ア 冠動脈の狭窄又は閉塞 (有・無)
 イ 冠動脈瘤^{アネリ}又は拡張 (有・無)
 ウ その他

3 養護の区分

- (1) 6か月～1年ごとの観察
 (2) 1か月～3か月ごとの観察
 (3) 症状に応じて要医療
 (4) 継続的要医療
 (5) 重い心不全、低酸素血症、アダムスストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの

(じん臓機能障害用)

身体障害者診断書・意見書 (じん臓機能障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男女
住所		
① 障害名 (部位を明記)		
② 原因となつた 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定 (推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
(将来再認定 要・不要) (再認定の時期 年 月)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日	病院又は診療所の名称	
	所在地	
診療担当科名	科	医師氏名
Ⓣ		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 (障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する () 級相当)		
・該当しない		
(注) 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。		
2 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

(呼吸器機能障害用)

身体障害者診断書・意見書(呼吸器機能障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男 女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となつた 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
(将来再認定 要・不要) (再認定の時期 年 月)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日	病院又は診療所の名称	
	所在地	
診療担当科名	科	医師氏名 ㊟
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する (級相当)		
・該当しない		
(注) 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。		
2 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

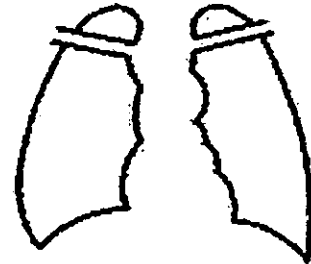
1 身体計測
身長 cm 体重 kg

2 活動能力の程度

- ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- イ 平坦な道を早足で歩く、又は緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、又は平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることもある。
- エ 平坦な道を約100m、又は数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、又は衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3 胸部エックス線写真所見 (年 月 日)

- ア 胸膜癒着 (無・軽度・中等度・高度)
- イ 気腫化 (無・軽度・中等度・高度)
- ウ 線維化 (無・軽度・中等度・高度)
- エ 不透明肺 (無・軽度・中等度・高度)
- オ 胸郭変形 (無・軽度・中等度・高度)
- カ 心・縦隔の変形 (無・軽度・中等度・高度)



4 換気機能 (年 月 日)

- ア 予測肺活量 . L (実測肺活量 . L)
- イ 1秒量 . L (実測努力肺活量 . L)
- ウ 予測肺活量1秒率 . % $\left(= \frac{1}{ア} \times 100 \right)$

(アについては、次の予測式を使用して算出すること。)

肺活量予測式 (L)

男性 $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$

女性 $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

(予測式の適応年齢は男性18~91歳、女性18~95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

5 動脈血ガス (年 月 日)

- ア O₂ 分圧 : Torr
- イ CO₂ 分圧 : Torr
- ウ pH : .
- エ 採血より分析までに時間を要した場合 時間 分
- オ 耳鼻血を用いた場合 : ()

6 その他の臨床所見

(ぼうこう又は直腸機能障害用)

身体障害者診断書・意見書(ぼうこう又は直腸機能障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となつた 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
(将来再認定 要・不要) (再認定の時期 年 月)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 ㊟		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する (級相当) ・該当しない		
(注) 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

(記入上の注意)

- ・「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せもつ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・1～3の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の□にレを入れ、必要事項を記述すること。
- ・障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限る。
- ・「ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態」の合併によつて上位等級に該当する場合は、申請日がストマ造設後6カ月を経過した日以降の場合は、その時点で該当する等級の認定を行い、ストマ造設後6カ月を経過していない場合は、6カ月を経過した日以降、再申請により再認定を行うものである。

1 ぼうこう機能障害

□ 尿路変向(更)のストマ

(1) 種類・術式

(2) ストマにおける排尿処理の状態

- ① 種類
- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 腎囊 | <input type="checkbox"/> 腎盂瘻 |
| <input type="checkbox"/> 尿管瘻 | <input type="checkbox"/> ぼうこう瘻 |
| <input type="checkbox"/> 回腸(結腸)導管 | |
| <input type="checkbox"/> その他() | |
- ② 術式: ()
- ③ 手術日: (年 月 日)

○ 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

- 有 (理由)
- 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)
 - ストマの変形
 - 不適切な造設箇所
- 無



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

□ 高度の排尿機能障害

(1) 原因

(2) 排尿機能障害の状態・対応

- 神経障害
- 先天性: () (例:二分脊椎等)
 - 直腸の手術
 - ・術式: ()
 - ・手術日: (年 月 日)
- 自然排尿型代用ぼうこう
- ・術式: ()
 - ・手術日: (年 月 日)

- カテーテルの常時留置
- 自己導尿の常時施行
- 完全尿失禁
- その他

2 直腸機能障害

□ 腸管のストマ

(1) 種類・術式

- ① 種類
- 空腸・回腸ストマ
 - 上行・横行結腸ストマ
 - 下行・S状結腸ストマ
 - その他 (_____)
- ② 術式: (_____)
- ③ 手術日: (_____ 年 _____ 月 _____ 日)

(2) ストマにおける排便処理の状態

- 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について
- 有 (理由)
- 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある (部位、大きさについて図示)
 - ストマの変形
 - 不適切な造設箇所
- 無



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

□ 治療困難な腸瘻

(1) 原因

- ① 放射線障害
- 疾患名: (_____)
- ② その他
- 疾患名: (_____)

(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状態

- 大部分
- 一部分

(2) 瘻孔の数: (_____ 個)

(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態

- 軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある (部位、大きさについて図示)
- その他



(腸瘻及びびらんの部位等を図示)

高度の排便機能障害

(1) 原因

-
- 先天性疾患に起因する神経障害
-
- (_____)
-
- (例：二分脊椎 等)

 その他

-
- 先天性鎖肛に対する肛門形成術
-
- 手術日：(_____ 年 _____ 月 _____ 日)
-
-
- 小腸肛門吻合術
-
- 手術日：(_____ 年 _____ 月 _____ 日)

(2) 排便機能障害の状態・対応

-
- 完全便失禁
-
-
- 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある
-
-
- 週に2回以上の定期的な用手摘便が必要
-
-
- その他
-
- (_____)

3 障害程度の等級

(1級に該当する障害)

-
- 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの
-
-
- 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
-
-
- 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの
-
-
- 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
-
-
- 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの

(3級に該当する障害)

-
- 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもつもの
-
-
- 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの
-
-
- 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せもつもの
-
-
- 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの
-
-
- 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの
-
-
- 高度の排便機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

(4級に該当する障害)

-
- 腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの
-
-
- 治癒困難な腸瘻があるもの
-
-
- 高度の排便機能障害又は高度の排便機能障害があるもの

(小腸機能障害用)

身体障害者診断書・意見書(小腸機能障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となつた 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
(将来再認定 要・不要) (再認定の時期 年 月)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日	病院又は診療所の名称	
	所在地	
	診療担当科名	科 医師氏名 ㊟
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する (級相当) ・該当しない		
(注) 1. 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。 2. 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

小腸の機能障害の状況及び所見

身長 cm 体重 kg 体重減少率 % (観察期間)

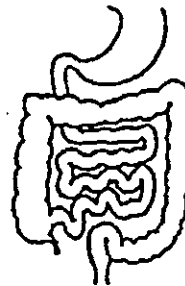
1 小腸切除の場合

- (1) 手術所見：・切除小腸の部位、長さ cm
 ・残存小腸の部位、長さ cm
 (手術施行医療機関名 (できれば手術記録の写しを添付すること。))
- (2) 小腸造影所見 ((1)が不明のとき) - (小腸造影の写しを添付すること。)
 推定残存小腸の長さ、その他の所見

2 小腸疾患の場合

病変部位、範囲、その他の参考となる所見

(参考図示)



切除部位
 病変部位

(注) 1及び2が併存する場合はその旨を併記すること。

3 栄養維持の方法 (該当項目に○をやる。)

① 中心静脈栄養法：

・開始日 年 月 日
 ・カテーテル留置部位
 ・装具の種類
 ・最近6か月間の実施状況 (最近6か月間に 日間)
 ・療法の連続性 (持続的・間歇的)
 ・熱量 (1日当たり kcal)

② 経腸栄養法：

・開始日 年 月 日
 ・カテーテル留置部位
 ・装具の種類
 ・最近6か月間の実施状況 (最近6か月間に 日間)
 ・療法の連続性 (持続的・間歇的)
 ・熱量 (1日当たり kcal)

③ 経口摂取：

・摂取の状態 (普通食、軟食、流動食、低残渣食)
 ・摂取量 (普通量、中等量、少量)

4 便の性状：(下痢、軟便、正常)、排便回数(1日 回)

5 検査所見 (測定日 年 月 日)

赤血球数 /mm³、血色素量 g/dl
 血清総蛋白濃度 g/dl、血清アルブミン濃度 g/dl
 血清総コレステロール濃度 mg/dl、中性脂肪 mg/dl
 血清ナトリウム濃度 mEq/l、血清カリウム濃度 mEq/l
 血清クロール濃度 mEq/l、血清マグネシウム濃度 mEq/l
 血清カルシウム濃度 mEq/l

- (注) 1 手術時の残存腸管の長さは、腸間膜付着部の距離をいう。
- 2 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による1日当たり熱量は、1週間の平均値によるものとする。
- 3 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。
- 4 小腸切除(等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。)又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。
- 5 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもつて行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は6か月の観察期間を経て行うものとする。

(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 13歳以上用)

身体障害者診断書・意見書(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 13歳以上用)

総括表

氏名	年 月 日生	男 女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となつた 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場 所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
(将来再認定 要・不要) (再認定の時期 年 月)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日	病院又は診療所の名称	
	所 在 地	
診療担当科名	科	医師氏名 ㊦
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
<ul style="list-style-type: none"> ・該当する (級相当) ・該当しない 		
<p>(注) 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。</p> <p>2 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。</p>		

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見 (13歳以上用)

1 HIV 感染確認日及びその確認方法

HIV 感染を確認した日 年 月 日

(2) については、いずれか1つの検査による確認が必要である。

(1) HIV の抗体スクリーニング検査法の結果

	検 査 法	検 査 日	検 査 結 果
判 定 結 果		年 月 日	陽 性 ・ 陰 性

(注1) 酵素抗体法 (ELISA)、粒子凝縮法 (PA)、免疫クロマトグラフィー法 (IC) 等のうち1つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又は HIV 病原検査の結果

	検 査 名	検 査 日	検 査 結 果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽 性 ・ 陰 性
HIV 病原検査の結果		年 月 日	陽 性 ・ 陰 性

(注2) 「抗体確認検査」とは、Western Blot 法、蛍光抗体法 (IFA) 等の検査をいう。

(注3) 「HIV 病原検査」とは、HIV 抗原検査、ウイルス分離、PCR 法等の検査をいう。

2 エイズ発症の状況

HIV に感染していて、エイズを発症している者の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠	
-------------	--

(注4) 「指標疾患」とは、「サーベイランスのための HIV 感染症/AIDS 診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999) に規定するものをいう。

回復不能なエイズ合併症のため 介助なしでの日常生活	不 能 ・ 可 能
------------------------------	-----------

3 CD4 陽性Tリンパ球数 (/ μ l)

検 査 日	検 査 値	平 均 値
年 月 日	/ μ l	
年 月 日	/ μ l	/ μ l

(注5) 左欄には4週間以上間隔をおいて実施した連続する2回の検査値を記載し、右欄にはその平均値を記載すること。

4 検査所見及び日常生活活動制限の状況

(1) 検査所見

検査日	年 月 日	年 月 日
白血球数	/ μ l	/ μ l

検査日	年 月 日	年 月 日
Hb量	g/dl	g/dl

検査日	年 月 日	年 月 日
血小板数	/ μ l	/ μ l

検査日	年 月 日	年 月 日
HIV-RNA量	copy/ml	copy/ml

(注6) 4週間以上の間隔をおいて実施した連続する2回以上の検査結果を記入すること

検査所見の該当数 (個) …… ①

(2) 日常生活活動制限の状況

以下の日常生活活動制限の有無について該当する方を○で囲むこと。

日常生活活動制限の内容	左欄の状況の有無
1日に1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある	有 ・ 無
健常時に比し10%以上の体重減少がある	有 ・ 無
月に7日以上 of 不定の発熱(38℃以上)が2か月以上続く	有 ・ 無
1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある	有 ・ 無
1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある	有 ・ 無
「身体障害認定基準」6ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(1)の「ア」に示す日和見感染症の既往がある	有 ・ 無
生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である	有 ・ 無
軽作業を超える作業の回避が必要である	有 ・ 無
日常生活活動制限の数 (個) …… ②	

(注7) 「日常生活活動制限の数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記載する。

(注8) 「生鮮食料品の摂取禁止」の他に、「生水の摂取禁止」、「脂質の摂取制限」、「長期にわたる密な治療」、「厳密な服薬管理」、「人混みの回避」が同等の制限に該当するものであること。

(3) 検査所見及び日常生活活動制限等の該当数

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	不 能 ・ 可 能
CD4陽性Tリンパ球数の平均値 (/ μ l)	/ μ l
検査所見の該当数 (①)	個
日常生活活動制限の数 (②)	個

(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 13歳未満用)
 身体障害者診断書・意見書 (ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 13歳未満用)

総括表

氏名	年 月 日生	男女
住所		
① 障害名 (部位を明記)		
② 原因となつた 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定 (推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
(将来再認定 要・不要) (再認定の時期 年 月)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 ㊦		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 (障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する (級相当) ・該当しない		
(注) 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、 ^{ろうぼう} 循環弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見 (13歳未満用)

1 HIV 感染確認日及びその確認方法

HIV 感染を確認した日 年 月 日

小児の HIV 感染は、原則として (1) 及び (2) の検査により確認される。(2) については、いずれか 1 つの検査による確認が必要である。ただし、周産期に母親が HIV に感染していたと考えられる検査時に生後 18 か月未満の小児については、(1) の検査に加えて、(2) のうち「HIV 病原検査の結果」又は (3) の検査による確認が必要である。

(1) HIV の抗体スクリーニング検査法の結果

	検査法	検査日	検査結果
判定結果		年 月 日	陽性・陰性

(注1) 酵素抗体法 (ELISA)、粒子凝縮法 (PA)、免疫クロマトグラフィー法 (IC) 等のうち一つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又は HIV 病原検査の結果

	検査名	検査日	検査結果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽性・陰性
HIV 病原検査の結果		年 月 日	陽性・陰性

(注2) 「抗体確認検査」とは、Western Blot 法、蛍光抗体法 (IFA) 等の検査をいう。

(注3) 「HIV 病原検査」とは、HIV 抗原検査、ウイルス分離、PCR 法等の検査をいう。

(3) 免疫学的検査所見

検査日	年 月 日
IgG	mg/dl

検査日	年 月 日
全リンパ球数 (①)	/ μ l
CD4 陽性 T リンパ球数 (②)	/ μ l
全リンパ球数に対する CD4 陽性 T リンパ球数の割合 (②/①)	%
CD8 陽性 T リンパ球数 (③)	/ μ l
CD4/CD8 比 (②/③)	

2 障害の状況

(1) 免疫学的分類

検査日	年 月 日	免疫学的分類
CD4 陽性 T リンパ球数	/ μ l	重度低下・中等度低下・正常
全リンパ球数に対する CD4 陽性 T リンパ球数の割合	%	重度低下・中等度低下・正常

(注4) 「免疫学的分類」欄では、「身体障害認定基準」6 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 (2) のイの (イ) による程度を○で囲むこと。

(2) 臨床症状

以下の臨床病床の有無（既往を含む。）について該当する方を○で囲むこと。

ア 重度の症状

指標疾患がみられ、エイズと診断される小児の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠

--

(注5) 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」（厚生省エイズ動向委員会、1999）に規定するものをいう。

イ 中等度の症状

臨床症状	症状の有無
30日以上続く好中球減少症 (<1,000/ μ l)	有 ・ 無
30日以上続く貧血 (<Hb 8g/dl)	有 ・ 無
30日以上続く血小板減少症 (<100,000/ μ l)	有 ・ 無
1か月以上続く発熱	有 ・ 無
反復性又は慢性の下痢	有 ・ 無
生後1か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染	有 ・ 無
生後1か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎	有 ・ 無
生後1か月以前に発症したトキソプラズマ症	有 ・ 無
6か月以上の小児に2か月以上続く口腔咽頭カンジダ症	有 ・ 無
反復性単純ヘルペスウイルス口内炎（1年以内に2回以上）	有 ・ 無
2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹	有 ・ 無
細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症	有 ・ 無
ノカルジア症	有 ・ 無
播種性水痘	有 ・ 無
肝炎	有 ・ 無
心筋症	有 ・ 無
平滑筋肉腫	有 ・ 無
HIV腎症	有 ・ 無
臨床症状の数（ 個） …… ①	

(注6) 「臨床症状の数」の欄には「有」を○で囲んだ合計数を記載すること。

ウ 軽度の症状

臨床症状	症状の有無
リンパ節腫膨脹（2か所以上で0.5cm以上。対称性は1か所とみなす。）	有 ・ 無
肝腫大	有 ・ 無
脾腫大	有 ・ 無
皮膚炎	有 ・ 無
耳下腺炎	有 ・ 無
反復性又は持続性の上気道感染	有 ・ 無
反復性又は持続性の副鼻腔炎	有 ・ 無
反復性又は持続性の中耳炎	有 ・ 無
臨床症状の数（ 個） …… ②	

（注7） 「臨床症状の数」の欄には「有」を○で囲んだ合計数を記載すること。

(肝臓機能障害用)

身体障害者診断書・意見書(肝臓機能障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となつた 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、自然災害、疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
(将来再認定 要・不要) (再認定の時期 年 月)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 印		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見(障害程度等級についても参考意見を記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない		
(注) 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となつた疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となつた疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

肝臓の機能障害の状況及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日(第1回)		検査日(第2回)	
	年 月 日		年 月 日	
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・I・II Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ		なし・I・II Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	
腹水	なし・軽度 中程度以上		なし・軽度 中程度以上	
	概ね ℓ		概ね ℓ	
血清アルブミン値	g/dℓ		g/dℓ	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ	

合計点数	点	点
(○で囲む)	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無	有・無	有・無

(注1) 90日以上180日以内の間隔において実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。

(注2) 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

(Child-Pugh分類)

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度(I・II)	昏睡(Ⅲ以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8～3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0～3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

(注3) 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム(1981年)による。

(注4) 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減及び穿刺による排出量を勘案して見込まれる量が概ね1ℓ以上を軽度、3ℓ以上を中程度以上とするが、小児等の体重がおおむね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを摂取していない	○・×	○・×
改善の可能性のある積極的治療を実施	○・×	○・×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有・無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有・無		

(注5) 肝臓移植を行った者であつて、抗免疫療法を実施しているものは、1、2、4の記載は省略可能である。

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値 5.0mg/dℓ以上		有 ・ 無
	検査日	年 月 日	
	血中アンモニア濃度 150μg/dℓ以上		有 ・ 無
検査日	年 月 日		
補完的な肝機能診断	血小板数 50,000/mm ³ 以下		有 ・ 無
	検査日	年 月 日	
	症状に影響する病歴	原発性肝がん治療の既往	
確定診断日		年 月 日	
特発性細菌性腹膜炎治療の既往		有 ・ 無	
確定診断日			年 月 日
胃食道静脈 ^{ひびく} 瘤治療の既往		有 ・ 無	
確定診断日			年 月 日
現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染		有 ・ 無	
最終確認日	年 月 日		
日常生活活動の制限	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある		有 ・ 無
	1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある		有 ・ 無
	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある		有 ・ 無

該 当 個 数	個
補完的な肝機能診断又は 症状に影響する病歴の有無	有 ・ 無

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

障がい者支援課

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第23号

長野県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

長野県地球温暖化対策条例施行規則(平成18年長野県規則第22号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第79条第1項」を「第146条第1項」に改め、同条第1号中「第48条第1項」を「第92条第1項」に改め、同条第2号中「第48条第2項」を「第92条第2項」に改め、同条第3号中「第48条第3項」を「第92条第3項」に改め、同条第4号中「第48条第

8項」を「第92条第8項」に改め、同条第5号中「第48条第14項」を「第92条第14項」に改める。

第11条第2号から第4号までの規定中「第78条第1項」を「第145条第1項」に改め、同条第5号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第12条第3項第3号中「の許可」を「又は第6項の許可」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条第5号の改正規定は、平成31年7月1日から施行する。

環境エネルギー課

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第24号

長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

第1条 長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則(昭和58年長野県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表の繊維の項中	(イ) キセノンフェードメーターによるもの	〃	4,800	を
(イ) キセノンウェザーメーターによるもの	〃	3,300		に改め、同表の機械金属の項中
オ 切削加工モデル評価装置によるもの	1時間	3,200		を
カ レーザー加工モデル評価装置によるもの	〃	2,100		
オ 樹脂粉末積層モデル評価装置によるもの	〃	7,100		に、
カ 切削加工モデル評価装置によるもの	1時間	3,200		
キ レーザー加工モデル評価装置によるもの	〃	2,100		
シ その他の試験	〃	1,900円以上 13,000円以下の範囲内で知事が定める額		を
シ その他の試験	〃	1,900円以上 51,000円以下の範囲内で知事が定める額		に改め、同表の食品の項中
(イ) 電子顕微鏡によるもの	〃	7,200		を
(イ) 電子顕微鏡によるもの				に、「20,000円」を「19,000円」に改め、同表の化学等
a 高真空観察	〃	7,200		
b 低真空観察	〃	4,000		

の項中	(16) 燃焼排ガス成分	〃	1,300	を
(16) 燃焼排ガス成分	ア スポット測定	〃	1,300	
	イ 連続測定	1件(1時間 までごとに1 件とする。)	2,600	
(17) 電力		1件(24時間 までごとに1 件とする。)	1,900	に改め、同表の備考の1中「600円」を「1,100円」に
(18) 熱流束		〃	2,100	
(19) 照度		1件	700	
(20) エア漏れ		〃	1,900	

改め、同備考の17を同備考の18とし、同備考の16の次に次のように加える。

17 化学等の項の4の(16)のイ、(17)及び(18)の試験における1件を超える手数料の額は、その超える1件について、同(16)のイにあっては900円、同(17)及び(18)にあっては700円とする。

第2条 長野県工業技術総合センター試験等手数料の額を定める規則の一部を次のように改正する。

別表の繊維の項中	6,800	を	6,900	に、	7,800	を	7,900	に、
に改め、同表の木工の項中	7,300	を	7,400	に改め、同表の機械金属の項中	7,000	を		
	7,100	に、	8,500	を	8,600	に、	7,100	を
	7,200	に、						
	6,300	を	6,400	に、	5,500	を	5,600	に、
	8,800	を						
	8,900	に、	7,200	を	7,300	に、	7,600	を
	7,700	に、						
	7,800	を	7,900	に、	123,000	を	125,000	に、
					121,000		123,000	
					118,000		120,000	
	126,000	に、	5,800	を	5,900	に、	95,000	を
	96,000	に、						
	9,900	を	10,000	に、	7,300	を	7,400	に、
	6,800	を						
	6,900	に、	6,500	を	6,600	に、	5,700	を
	5,800	に、						
	8,400	を	8,500	に、	8,000	を	8,100	に、
	「5,400」	を	「5,500」	に、				
	9,800	を	9,900	に、	8,600	を	8,700	に、
	6,900	を						
	7,000	に、	6,700	を	6,800	に、	「9,600」	を
			6,100	を	6,200	に、	「9,700」	に、
							6,200	を
							6,200	
							5,900	
							6,000	
	6,300							
	6,300	に改め、同表の食品の項中	7,200	を	7,300	に、	5,500	を
	6,000							
	6,100							
	5,600	に、	「7,000円」	を	「7,100円」	に、	「9,100円」	を
			「9,200円」	に、	9,400	を	9,500	に、

「7,900」を「8,000」に改め、同表の化学等の項中「8,500」を「8,600」に、
 「6,300」を「6,400」に、「76,000」を「77,000」に、「6,100」を
 「6,200」に、「9,000」を「9,100」に、「7,900」を「8,000」に、
 「7,100」を「7,200」に、「7,700」を「7,800」に、「7,800」を
 「9,900」に、「8,600」を「8,700」に改め、同表の備考の4中「7,700円」を「7,800円」に、「5,800

円」を「5,900円」に改め、同備考の5中「6,900円」を「7,000円」に、「7,700円」を「7,800円」に改め、同備考の6中「7,000円」を「7,100円」に改め、同備考の12中「5,900円」を「6,000円」に、「5,800円」を「5,900円」に、「5,600円」を「5,700円」に改め、同備考の15中「5,400円」を「5,500円」に、「7,400円」を「7,500円」に、「7,500円」を「7,600円」に、「6,800円」を「6,900円」に、「あつては8,000円」を「あつては8,100円」に、「62,000円」を「63,000円」に改め、同備考の16中「6,500円」を「6,600円」に、「8,100円」を「8,200円」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

ものづくり振興課

工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第25号

工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則

工科短期大学校管理規則（平成6年長野県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項及び第30条第2項中「286円」を「291円」に改める。

別表第1の3の専攻講義の項中「デジタル電子回路」
 を「デジタル電子回路」に改め、同3の専攻実技の項中
 「デジタル電子回路実験Ⅰ
 デジタル電子回路実験Ⅱ」を
 「デジタル電子回路実験Ⅰ
 デジタル電子回路実験Ⅱ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第1の3の専攻講義の項及び専攻実技の項の改正規定並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に長野県工科短期大学の第2学年に在学する者の履修すべき科目及び単位数については、この規則による改正後の工科短期大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

人材育成課

勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第26号

勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則

勤労者福祉施設管理規則（昭和42年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県戸倉野外趣味活動センター管理規則

第1条中「勤労者福祉施設条例」を「長野県戸倉野外趣味活動センター条例」に、「第16条」を「第15条」に、「勤労者福祉施設（以下「福祉施設」を「長野県戸倉野外趣味活動センター（以下「センター」に改める。

第2条第1項中「第4条」を「第3条」に、「よる福祉施設」を「よるセンター」に、「第5条」を「第4条」に、「その福祉施設」を「センター」に改め、同条第2項中「福祉施設の施設のうちに掲げるもの」を「センター」に改め、同項各号を削る。

第3条中「第4条」を「第3条」に、「福祉施設」及び「前条第2項各号に掲げる施設」を「センター」に改める。

第4条及び第5条中「第4条」を「第3条」に、「福祉施設」を「センター」に改める。

第6条及び第7条中「第4条」を「第3条」に改める。

第8条第1項中「第7条」を「第6条」に改め、同条第2項中「第7条」を「第6条」に、「第6条」を「第5条」に改め、同項第6号中「第8条第4号」を「第7条第4号」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

(休場日)

第9条 センターの休場日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

(利用時間)

第10条 センターの利用時間は、別表第1に掲げる時間とする。

第11条中「第11条第2号」を「第10条第2号」に改める。

第12条第1項中「福祉施設」及び「第2条第2項各号に掲げる施設」を「センター」に、「第10条第3号」を「第9条第3号」に改め、「又は条例別表の5に規定する備品等を利用しようとする場合」を削り、同条第2項中「福祉施設」を「センター」に改める。

第13条中「別表の3」を「別表の1」に、「別表の4」を「別表の2」に改め、「とし、条例別表の5に規定する知事が定める額は別表第4のとおり」を削る。

第14条第1項中「第14条第3号」を「第13条第3号」に改め、同条第2項及び第3項中「第14条」を「第13条」に改める。

第15条第1項中「第15条第2号」を「第14条第2号」に改め、同条第2項中「第15条第3号」を「第14条第3号」に改め、同条第3項中「第15条ただし書」を「第14条ただし書」に改め、同項第1号中「第15条第1号」を「第14条第1号」に改め、同項第2号中「第15条第2号」を「第14条第2号」に改め、同項第3号中「第15条第3号」を「第14条第3号」に改め、同条第4項中「第15条ただし書」を「第14条ただし書」に改める。

別表第1を次のように改める。

(別表第1)(第10条関係)

センターの利用時間

区 分	利用時間	
野球場	4月1日から9月30日まで	午前6時から午後7時(月曜日は、午後5時)まで
	10月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後5時まで
庭球競技場	4月1日から9月30日まで	午前6時から午後9時30分(月曜日は、午後5時)まで
	10月1日から翌年3月31日まで	午前9時から午後9時(月曜日は、午後5時)まで

別表第4を削る。

別記様式中「_____」を「長野県戸倉野外趣味活動センター」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

労働雇用課

土地改良法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第27号

土地改良法施行細則の一部を改正する規則

土地改良法施行細則(昭和40年長野県規則第63号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第96条の2第5項」を「第96条の2第7項」に改める。

第5条中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改める。

第7条中「第29条の3第1項」を「第29条の4第1項」に改める。

第9条中「第36条第8項」を「第36条第9項」に改める。

第18条中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

農地整備課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第28号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（平成6年長野県規則第25号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

(様式第1号) (第13条関係)

(第1面)

長野県収入証紙欄

屋外広告業登録申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住所

申請者

氏名 (印)

〔法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

担当者名 ()

電話番号 ()

屋外広告業の登録を受けたいので、屋外広告物条例第19条第1項(第3項)の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	※登録番号	長野県第 号		
		※登録年月日	年	月	日
		※登録有効期間	年 月 日 から	年 月 日	日まで
ふり 氏 及び生年月日 〔法人にあっては名 称、代表者の氏名 及び生年月日〕	がな 名	生年月日	年	月	日
住 所 〔法人にあっては主た る事務所の所在地〕	郵便番号 (-)	法人・個人の別	1 法人	2 個人	
主たる業務の内容		電話番号 ()	-		

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄					手数料

(第2面)

1 長野県の区域 (長野市の区域 を除く。)内に おいて営業を行 う営業所の名 称、所在地及び 電話番号	営業所の ふりがな 名称	営業所の所在地		電話番号	
2 業務主任者 の所属する営 業所の名称、 氏名及び資格	所属 営業所名	業務主任者の氏名 ふりがな	資格名及び 交付番号等	摘 要	
3 法人である 場合の役員(業 務を執行する社 員、取締役、執 行役又はこれら に準ずる者。以 下同じ。)の職 名及び氏名	職 名		ふり 氏	がな 名	
4 未成年者であ る場合の法定代 理人の氏名、名 称及び住所	ふりがな 氏名及び 生年月日 (法人にあっては 名称、代表者の 氏名及び生年月 日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人			
	住所 (法人にあっては 主たる事務所の 所在地)	郵便番号 (-)			
		電話番号 () -			

(第3面)

5 法定代理人 が法人である 場合の役員の 職名及び氏名	職 名		ふり 氏	がな 名
6 他の地方公 共団体におけ る登録	登録を受けた 地方公共団体名	登録・特例届出 の別	登録(届出) 年 月 日	登録(届出)番号
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
7 所属する屋外 広告業の事業者 団体				

(備考) 1 ※印のある欄については初回登録の場合、記入しないこと。

2 「登録の種類」欄の「新規 更新」及び「氏名及び生年月日(法人にあつては名称、代表者の氏名及び生年月日)」欄の「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。

3 「1 長野県の区域(長野市の区域を除く。)内において営業を行う営業所の名称、所在地及び電話番号」欄については、県の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。

(様式第2号) (第13条の3関係)

(表面)

屋外広告業登録事項変更届

年 月 日

長野県知事 殿

住所
届出者氏名 ㊟

〔法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

担当者名 ()

電話番号 ()

屋外広告物条例第20条の4第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録番号	長野県第 号		
登録年月日	年 月 日		
ふり がな 氏 名 及び生年月日 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び生年月日〕	生年月日	年 月 日	
	法人・個人の別	1 法人 2 個人	
住 所 〔法人にあっては主たる事務所の所在地〕	郵便番号 (-)		
	電話番号 ()	-	
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 名称又は氏名及び住所 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕 2 営業所の名称及び所在地 3 役員の氏名 4 法定代理人の氏名及び住所 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名〕			

(裏面)

5 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称			
変更理由			

(備考) 「氏名及び生年月日(法人にあっては名称、代表者の氏名及び生年月日)」欄の「法人・個人の別」及び「変更に係る事項」欄については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄				

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)第20条第1項の規定による申請書の提出及び同条例第20条の4第1項の規定による届出については、この規則による改正後の屋外広告物条例施行規則様式第1号及び様式第2号の規定にかかわらず、平成31年5月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

都市・まちづくり課

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第29号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成27年長野県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「場合は」を「場合(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)第4条第1号に係るものに限る。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築住宅課

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第30号

県営住宅等に関する規則の一部を改正する規則

県営住宅等に関する規則(昭和44年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「渚ビル団地 豊丘団地」を「豊丘団地」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築住宅課公営住宅室

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成31年3月28日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第3号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3の県道松本環状高家線の項を次のように改める。

県道松本環状高家線	一般国道19号との交差点から県道大野田梓橋停車場線との交差点(松本市梓川倭578番8地先)まで
	県道大野田梓橋停車場線との交差点(安曇野市豊科高家5221番3地先)から松本市道8730号線との交差点まで

別表第3の県道安曇野インター堀金線の項中「から」を「(安曇野市豊科田沢5137番3地先)から」に改め、同表の県道西伊那線の項の次に次のように加える。

県道大野田梓橋停車場線	県道松本環状高家線との交差点(安曇野市豊科高家5221番3地先)から県道梓橋田沢停車場線との交差点まで
-------------	---

別表第3の県道柏矢町田沢停車場線の項の次に次のように加える。

県道梓橋田沢停車場線	県道大野田梓橋停車場線との交差点から一般国道147号との交差点(安曇野市豊科1766番2地先)まで
	一般国道147号との交差点(安曇野市豊科1447番6地先)から県道安曇野インター堀金線との交差点(安曇野市豊科南穂高111番24地先)まで

別表第3の松本市道7680号線の項の次に次のように加える。

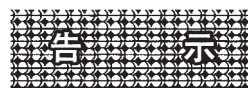
松本市道8730号線	一般国道19号との交差点から県道松本環状高家線との交差点まで
------------	--------------------------------

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日前に県道梓橋田沢停車場線(一般国道147号との交差点(安曇野市豊科1447番6地先)から県道安曇野インター堀金線との交差点(安曇野市豊科南穂高111番24地先)までの区間に限る。)を通行した自動車に対するこの規則による改正後の長野県道路交通法施行細則第12条第1項の規定の適用については、同項中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

交通規制課



長野県告示第126号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
東御市民病院	東御市鞍掛198	平成34年3月31日

医療推進課

長野県告示第127号

平成29年長野県告示第146号により土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の指定をした要措置区域(同条第4項に規定する要措置区域をいう。以下同じ。)の一部について、同条第4項の規定によりその指定を解除します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 指定を解除する要措置区域

別図に示す区域(別図は省略し、長野県環境部水大気環境課及び長野県諏訪地域振興局環境課に備え置いて縦覧に供します。)

2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3 要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

水大気環境課

長野県告示第128号

平成29年長野県告示第147号により土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の指定をした形質変更時要届出区域(同条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の一部について、同条第2項の規定によりその指定を解除します。

平成31年3月28日

長野県知事 阿部守一

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

別図に示す区域(別図は省略し、長野県環境部水大気環境課及び長野県諏訪地域振興局環境課に備え置いて縦覧に供します。)

2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類